

第4章 調査及び保護者・子どもへのアプローチ

1. 調査（安全確認）における留意事項は何か

平成19年の児童虐待防止法改正により、児童虐待の通告に対する児童相談所等の対応に万全を期すため、通告を受けた児童相談所長等に対し、児童等の面会等により児童の安全を確認するための措置を講ずることが義務づけられ、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する都道府県知事による出頭要求、裁判官の許可状を得た上で行う解錠等を伴う立入といった臨検・捜索等の制度が新たに設けられた。ただし、これらの制度は、立入調査を従前の通りに執行することを阻むものではないことに留意し、事例に応じて適切に使い分けることが求められている。

安全確認や調査については、緊急受理会議等において対応方針等を綿密に決定して着手する必要がある。その方針を決定する際には、保護者や子どもの様々な反応場面を予測して対応策を検討することが重要であり、臨検・捜索等の執行も視野に入れた対応策をとることが求められる。

なお、臨検・捜索等に至る場合には、出頭要求、立入調査、再出頭要求、裁判所の許可というプロセスを踏むこととなるので迅速性を重視すること。例えば、出頭要求から臨検・捜索等までに期間を置くことで、子どもに新たな危険が発生することや転出等により所在が不明になることも考えられるので、着手したら結果を出すまで迅速に対応する必要がある。

(1) 調査（安全確認）の意味

一般の相談においては、調査（事実の聞き取り）そのものがすでに治療的要素を含んでいるから、調査に当たっては客観的事実の把握・確認よりもむしろ来談者の訴えを傾聴し、受容的態度で臨む等、来談者主体（Client-centered）で行われることが多い。また、治療的観点に立脚すれば、客観的事実よりクライアントの主観的事実を重視すべきことも多い。虐待事例の調査においても信頼関係（ソーシャルワーク関係）を基本として行うことが原則であるが、保護者自身に相談への動機づけがないことが多いこと、保護者への治療効果を期待する以前に子どもの福祉を最優先した迅速な対応が求められること等、他の一般的な面接調査とは異なる側面もある。

虐待事例では、常に最悪の場合は子どもの生命が脅かされる事態も想定し調査しなければならない。場合によっては子どもの安全確認、緊急保護が優先されることもある。また、その後の対応で法的な措置を講じる場合の証拠・根拠を把握しておく調査でもあることに十分留意する必要がある。

情報収集においては、現在子どもがおかれている状況だけでなく、将来起こることが予見される状況も視野に入れた、客観的・多角的な調査が望まれる。

また、虐待を行っている保護者などへの対応の基本はあくまでも「援助的関わり」であることは当然であるが、子どもの人権・生命の確保という観点においては、調査の必要性の説明と同意に配慮しながらも、「子ども虐待に関する客観的な事実」という「証拠固め」を行わなければ一時保護や児童福祉法第28条の承認審判の申立ての手続、親権喪失宣告請求等法的対応が必要な事例の措置において説得力を持つ客観的な事実を十分そろえることができない。

さらに、援助の過程で、保護者側からの訴訟や情報開示請求などが行われた場合にも、初期段階からの公平で客観的な調査による情報収集とその整理・分析が適正な対応に資することになると言えよう。

(2) 調査（安全確認）で把握・確認すべき事項

虐待の状況と生活環境を評価するに当たっては、他の相談種別の事例で調査する項目に加え、表4-1の事項は最低限把握する。

[1] 虐待の種類やレベル

(「虐待」と断定できなくても、親子関係の様子やエピソードなど)

[2] 虐待の事実と経過

(日時やその時の様子など、具体的に細かく)

[3] 子どもの安全確認と身体・心理・生活環境の把握

ア. 子どもの安全確認

必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の協力を得つつ、面会その他の手段により子どもの安全の確認に努める。特に、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効であるため、子どもの安全確認を行う際には、子どもに直接会って確認することを基本とする。

イ. 子どもの身体的状況

写真、ビデオ等の活用も含め傷害部位及びその状況を具体的に記録する。

ウ. 子どもの心理的状況

心理的影響が表情や行動に表れている可能性があるので子どもの全体を写真・ビデオ等により記録に残すとともに、心理的状況を克明に記録する。

エ. 子どもが置かれている生活環境

衣食住等の生活環境を写真・ビデオ等の活用も含め克明に記録する。

[4] 子どもと保護者の関係の把握

ア. 法的関係

- ・戸籍謄本の請求により、親権者、養子縁組等の法的関係を把握する。
- ・住民票（外国人登録票）の請求により、居所確認、同居家族関係等を把握する。

イ. 人間関係

- ・子どもと保護者（きょうだい、同居人等）との人間関係の全体像を把握する。

[5] 保護者や同居人に関する情報の把握

保護者に関する情報については、できる限り両親の状況を把握するものとする。同居人も法第6条に規定する「児童を現に監護する者」に該当する場合は、児童虐待の加害者として調査の対象とする。該当しないと思われる場合には、実親のネグレクトの疑いとして調査を行う。

ア. 虐待が疑われている保護者や同居人の年齢や職業、性格、行動パターン、生育歴、転居歴など（保護者や同居人自身の価値観、家族背景等を含む）

イ. 保護者の結婚のいきさつ（同居人の場合は同居のいきさつ）から現在までの家族の歴史

ウ. 夫婦（または保護者と同居人）の関係（配偶者からの暴力の有無等）

[6] その他の関係者に関する情報の把握

ア. 家族全員の年齢や職業、性格、虐待との関わり

イ. 親族等家族以外でキーパーソンとなりうる人、援助や介入の窓口になりそうな人

[7] 保健所、市町村保健センター、学校、保育所、児童委員（主任児童委員）等関係機関からの情報収集

- ・これまでの生活状況
- ・過去の関係機関の関与や諸制度の利用状況
- ・通所・通学先での状況

(3) 調査（安全確認）の方法

[1] 通告者・保護者・子ども・他の関係者への聴き取り

調査は原則として複数の職員で行うこと。多様な方法を複合的に使い、いずれの方法においても、調査・記録者、日時、場所をもらさず記録する。また、保護者等の面前で記録をとる場合は、保護者等の同意を得る。

数回の面接において基本的に必要な事項は聴取できるようにする。インタビューの時点から時間がたつと記憶があいまいになるだけでなく、職員との人間関係がある程度固まってしまう、改めて聞くことが困難になったり、当該行為を「虐待」であるとはっきり伝えることに躊躇してしまうことになりかねない。

なお、平成19年児童虐待防止法改正法により、市町村又は都道府県の設置する福祉事務所の長及び児童相談所長は、必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の協力を得つつ、面会その他の手段により子どもの安全の確認を行うこととされている。

[2] 関係機関への文書・口頭による照会

より多くの情報を収集することが正確な状況把握と客観的な判断には不可欠である。状況把握のために関係機関への文書・口頭による照会も必要である。なお、虐待の事実がまだ未確定である段階では照会先への説明の仕方に配慮する。常にプライバシーへの最大限の配慮が求められる。

[3] 状況や環境の見取図

虐待が起きた環境の家具、間取りなどの寸法を計測・記入した見取図は詳細で正確な状況の分析に有用である。例えば、「乳児がベビーベッドから落ちてけがをした」という保護者の説明とけがの程度や形態につじつまが合わない場合、ベビーベッドの高さを記録しておくことによって、その高さから落ちて実際に生じたけがの程度にはならないことなどの根拠の1つとなる。特に身体的虐待が起こった状況の記録には有用である。

[4] 写真・音声録音・ビデオテープ録画

フィルムによる撮影を基本とするが、露光の失敗、フィルム紛失などに対処するため、フィルムによるものとデジタルカメラによるものの両方で撮影する。この場合、日付・時間が入るタイプのものを使用する。また、必要な場合は、テープレコーダーやビデオレコーダーにより音声や画像を記録しておく。

後になって、児童福祉法第28条の承認審判の申立ての手続を進める場合、写真等は裁判官に虐待の状況を理解してもらうために極めて有効である。医師がレントゲン写真等を撮影しカルテに添付したり図示するように、身体的虐待の場合の受傷の状況、ネグレクトの場合の生活状況、心理的虐待の場合の子どもの表情などを、虐待状況の把握に必要な程度において、写真等を撮影し児童記録票に添付するなどの方法により具体的、客観的に記録しておくべきである。

これは、身体的症状等は直ちに保全しておかなければ時間の経過、治療の実施などで変化するおそれがあり、また、子どもに対する虐待が疑われる場合に受傷の状況を記録しておくことは、子どもの利益に沿った援助を進める上でも、児童相談所のとった措置に対する不服申立てに応じる上でも、その必要性・相当性から許容されるものである。

(4) 調査（安全確認）に際しての留意事項

[1] 調査の迅速性の確保

虐待は子どもの生命に関わる問題であり、迅速かつ的確な子どもの安全確認を行う必要がある。このため、児童虐待防止法においても、市町村や都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所が虐待通告等を受けた場合には、速やかに子どもの安全確認を行うことが義務づけられた。（児童虐待防止法第8条第2項）。

通告の段階で特に緊急性が予測される場合などには、直ちに対応すべきであるが、生命に関わるなど重大な事件が発生する前の対応を進める上で、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とすべきである。（児童虐待防止法第8条第3項）。

こうした観点から、虐待通告（「送致」を含む。）を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに緊急受理会議を開催し、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法等の対応方針を決定する。

なお、安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、48時間以内とすることが望ましい。なお、この所定時間には、当然のことながら、土日祝日などの閉庁日においても、必要により応急な安全確認と調査等が行える体制を確保することも含まれることは言うまでもない。

また、こうした初期対応のほか、必要に応じて、後日、調査の進展に伴い追加的なアセスメントを適切に実施する。

[2] 保護者への十分な説明

調査に当たっては、子どもと保護者に対し法律に基づいた調査であることを説明し、下記の点について十分に、また、繰り返し説明し理解を得るようにする。

ア. 職務に関する説明

- ・児童相談所又は市町村の担当職員は、子どもの福祉が侵害されるような事態が生じている場合には子どもを守る使命があること等を説明する。
- ・守秘義務に関して説明する。

イ. 調査対象事項に関する説明

- ・今回の調査の該当事項とその必要性について説明する。

ウ. 子どもの権利に関する説明

- ・法的に保障されている子どもの権利とそれを擁護するために児童相談所や市町村が取り得る措置について説明する。

[3] 子どもや保護者の権利・プライバシーへの配慮

調査において対象者の権利・プライバシーを侵さないよう十分に配慮する。

ア. 子どもの身体的状況を把握する際は本人の意思確認を経た上で自宅の個室、機関の診察室、面接室などで調査の心理的なダメージを最小限にするよう行う。

イ. 衣服を脱いで確認する部位については、小学生以上の場合、医師の診断を除き同性の職員により行うようにする。

ウ. 保護者の聴き取りにおいても第三者がいるような場面・場所で行ってはならない。

エ. 保護者の不在時に緊急に調査や保護を行った場合、調査や保護の事実と法的根拠、主旨、不服申立て手続の教示（保護を行った場合）および連絡先等を明記した文書を分かりやすい場所に提示しておく。

その際、玄関の中など、帰宅後すぐに目につくところであると同時に近隣の住民など第三者の目に触れないところに置くべきである。やむを得ない場合を除いて、不用意に児童相談所や市町村の名称が入った封筒を玄関のドアに貼り付けたりしない。

[4] 調査技法の柔軟な適用

虐待を行っている保護者に対し、当該行為を「虐待の疑い」として告知してから調査をする場合と「養育に関する相談」として調査を始める場合では進め方が異なるが、いずれの方法をとるかあらかじめ検討してから調査を始めることが肝要である。

虐待が重篤で再発の可能性が高く、緊急保護が必要なケースでは、保護者の行為が虐待に当たるとを明確に示した上で調査を行うことを原則とすべきである。しかし、虐待が軽度で保護者が援助を希望しているケースでは、「保護者が子どもの養育に悩んでいる」との立場から、あえて虐待を告知することなく、保護者の主訴に沿った受容的面接による調査を進めることもあり得るものである。

また、初回において聴取する事項と2回目、3回目で聴取する事項は、保護者のパーソナリティをはじめとする多様な状況と調査者の技法や力量などによりケースバイケースであり、聴取事項や順番を固定化して考えたり、無理に初回ですべてを把握するのはかえって効果的な援助を阻害することにも成り得るので十分留意して調査を進めたい。

[5] 他機関に調査（情報収集）する際の留意点

他機関に調査（情報収集）する際における重要な留意点を列挙する。

ア. 面接の原則

情報収集に際しては直接出向き、面接することを原則とする。これは秘密を保持する上で重要であるばかりでなく、細かい情報を得るとともに以後の連携のためにも必要である。特に、初めての機関に対しては、お互いに慎重になりがちなので、是非訪問面接を心がける。

ただ、緊急の場合には電話で情報収集せざるを得ないが、その際には誰かに仲介してもらう、電話をかけ直して機関の確認をしてもらう等の配慮が必要である。

イ. 複数対応の原則

調査に当たっては、原則として複数の職員が同行する。調査項目に漏れをなくす、重要な話を正確に把握する、主観的な印象を修正する、共通認識を持つ等、調査の客観化を図るためである。

ウ. 守秘義務の保障

調査結果に対する守秘は当然のことであるが、調査する相手機関の守秘義務についても理解が必要である。「口頭なら答えられる」「公文書が必要」という相手機関の事情等を尊重することが大切である。

また、調査先へ調査結果等の情報提供を行う場合には、守秘義務のある公務員等とはもとより、そうではない機関も含め、守秘を厳守することを徹底しておくこと。

エ. 保護者への伝達の範囲

ソーシャルワークの過程で、保護者に対し児童相談所が介入する根拠として「こんな話を聞いたので子どもが危険と判断した」と説明しなければならない場合がある。そのような場合、仮に情報源を秘匿しても、推測して学校等に怒鳴り込んでくることもあるので、調査の際保護者に伝える内容や範囲等について情報提供者と事前に十分に打ち合わせておく必要がある。

[6] 調査の継続性の確保

子どもや保護者の状況は刻一刻と変化するものである。このため、一度調査を行い、子どもの安全や身体・心理・生活環境を把握した後も、関係機関と連携して定期的に訪問等を行い、これらの状況の変化を確認し、当該ケースが行政権限の発動を伴う対応が必要な状況になっているか否かを確認することが必要である。

(5) 調査において有用な身体医学的知識

身体医学的所見は虐待された子どもの治療に必要なだけでなく、虐待の証明にも有用である。以下に虐待を強く疑わせる身体的所見を挙げたが、このような所見が同時に複数存在したり、何回も繰り返す時には虐待の可能性は高まる。身体医学的所見は専門家でないとは判断に苦しむこともあるため、小児病院や大学病院など、小児科医、法医学者、小児放射線科医、小児眼科医などの虐待対応チームをもつ病院と相談できる体制を取っておくことが望ましい。

[1] 発育や発達の障害

基礎疾患のない低身長・低体重といった乳幼児の発育障害はNon-organic Failure to Thrive (NOFTT) と呼ばれ、虐待と考えるべきものである。適切な栄養を与えていない場合もあれば、親子関係の問題から子どもが望む形で栄養を与えることができずに成長障害となることもある。また、恐怖が続いて子どもが食事を拒否することも稀にある。成長曲線が正常な曲線からかい離していき、入院や施設入所によりキャッチアップすることが多い。NOFTTは身体的虐待を合併してくることも多く、リスクが高い虐待の形と考える必要がある。また、年長児では低身長となることが多い。なお、栄養は与えていても低身長となることもある。かつて、愛情はく奪症候群 (Deprivation Syndrome) と呼ばれていたものである。

発達障害は運動発達、言語発達などの機能分化が遅れることである。適切な刺激が与えられていなかったり、恐怖の中におかれたりすることで発達の遅れが生じることも報告されている。

[2] 皮膚所見

皮膚所見は専門家でなくとも気付くことのできる所見である。しかし、その程度や時期などを特定するためには専門家に依頼して診察をしてもらうことも必要となる。以下に虐待を強く疑わせる皮膚所見の例を挙げる。

- ア. 噛み跡：噛み跡は虐待を強く疑わせる皮膚所見である。歯の形に添った傷や内出血が見られる。保護者は「保育園で噛まれた」「きょうだいから噛まれた」と説明することが多い。発見されたときに大きさが分かる物差しなどを置いて写真を撮っておくことで、大人による噛み跡かどうか特定できることもある。
- イ. 道具によると見られる傷痕や内出血：直線的な傷痕やある形の傷痕が複数見られる時には道具による身体的虐待が強く疑われる。事故によってはそのような傷になることはほとんどないからである。
- ウ. 柔らかい組織の内出血：一般に子どもが転んで起きる内出血は、前腕や下腿など身体の中心から遠い部分に多く、膝や肘や向う脛などの硬い組織が主である。腹部や大腿内側といった身体の内側に近い柔らかい組織にある傷や内出血が複数・頻回にある時には殴る、強くつかんで持ち上げる、などといった虐待が比較的強く疑われる。
- エ. 皮下出血を伴う抜毛：髪の毛を強く引っ張って引きずったり持ち上げようとする時、一度に多くの髪が引っ張られ、皮下の血管が破れて皮下に出血が起きる。1本ずつ抜く心理的な抜毛ではこのような出血はほとんど見られない。したがって、皮下出血を伴う抜毛がある時には虐待が強く疑われる。

- オ. 顔面の側部の傷：耳や頬やこめかみのあたりの傷は比較的強く虐待を疑わせる。眼周囲の内出血も殴られた結果であることが多い。また、乳幼児の唇の傷は直接殴ったり、食事中にスプーンなどで傷つけられた時に生じることが多い。子どもがハイハイをする前の唇の傷や、他の傷との合併は虐待を強く疑わせる。
- カ. 移動を獲得する前の外傷：子どもが独歩を獲得するまえの外傷は非常に少ない。寝返りやハイハイを始める前に自分から外傷を負うことはない。特に乳児から幼児期初期の顔面の皮膚外傷には注意が必要である。
- キ. 首を絞めた跡：首に内出血がある時には、首を絞められた可能性を疑う。線状の出血などはその可能性が高い。また、実際に強く首を絞められると、顔が浮腫状になっていることもある。
- ク. 境界鮮明な火傷の跡：上肢のグローブ状の火傷、下肢のソックス状の火傷、アイロンの跡、など境界が鮮明な火傷は虐待を強く疑わせる。
- ケ. 不衛生な皮膚の状態：著名なおむつかぶれ、長期にわたって清拭していない皮膚の状態など、衛生状態の悪い皮膚状態は虐待のリスクが高い。
- コ. 上記の皮膚所見が複数種類見られる：1つであれば事故の可能性も全く否定はできなくても、複数重なることは虐待の疑いが飛躍的に強くなる。

[3] 頭部外傷

虐待による頭部外傷は虐待死の原因として最も多いもののひとつである。歩行開始前の子どもが家庭内の事故で致命的な頭部外傷を起こすことはないとい最も著名な小児科の教科書にも記載されている。

ア. 頭蓋骨骨折

乳児の家庭内の転落・転倒では、頭頂部の縫合線を超えない線状骨折（単純骨折）は起きる可能性があるが、複雑骨折、多発骨折、陥没骨折、骨折線の離解などがある時は虐待を第一に考える必要がある。また、保護者の説明がその骨折に合致しない時や、適切な説明がない時には虐待を考えなければならない。

イ. 頭蓋内出血

出血傾向がない乳幼児の硬膜下血腫は3メートル以上からの転落や交通外傷でなければ起きることは非常に希である。従って、そのような既往がなければ、まず虐待を考える必要がある。特に下記のような乳幼児揺さぶられ症候群を意識して精査する必要がある。一方、乳幼児の硬膜外出血は事故で起きる可能性が高い。しかし、親の説明とその機序が合わない時やネグレクトによる事故の場合には虐待としての対応が必要である。

ウ. 脳挫傷などの脳実質障害

頭部を固い所に打ち付けるなどによって脳挫傷などを起こすことがある。一方、下記の乳幼児揺さぶられ症候群による脳実質障害は、びまん性脳浮腫、びまん性軸策障害、白質-灰白質せん断、脳梁断裂などを起こしてくることがある。揺さぶった勢いでたたきつけられれば、脳挫傷を伴うこともある。

エ. 乳幼児揺さぶられ症候群（Shaken Baby Syndrome）

子どもの首が激しく暴力的に揺さぶられることで頭蓋内出血（硬膜下血腫が多い）、脳実質障害（上記参照）、眼底出血を伴うものを乳幼児揺さぶられ症候群と呼ぶ。重症例ではこの3症状がそろっており、けいれん、呼吸障害、意識障害などを伴ってくるが、軽い例では風邪症状程度のこともあり、3症状が伴わないものもある。肋骨骨折や四肢の微細な骨折を伴った

り、皮膚外傷を伴うこともあるが必ず見られるわけではない。暴力的な揺さぶりがなければ起きないものであり、虐待と考える。乳児期に多くほとんどが2歳以下である。

泣きやまない乳児をあやしているうちに苛立って暴力的に揺さぶることが多いとされている。激しく揺さぶることで泣きやむため、それを繰り返してエスカレートすることもある。そのような場合、時期の異なる頭蓋内出血を認めることもある。事故であれば当然伴うはずの外傷部の皮下出血を伴わないことも多い。頭蓋内病変の重篤さに比べて軽傷な皮下出血には注意が必要である。

[4] 眼科的所見

外傷性眼障害： 眼底出血，網膜剥離，水晶体脱臼などが起きる。外力はそれほど強くなくても頻回に眼周囲部に外力が加わることで白内障に至ることもある。出血傾向や代謝性疾患のない乳児では，周産直後にみられる産道出血を除いて，家庭内で広範囲で多層にわたる眼底出血がみられる事故は殆どない。ただし，乳児期後期の子どもの立位からの転倒で2～3個の眼底出血がみられることはあり得ると言う報告もある。従って，詳しい眼科的な診察の基に所見を取ることが必要である。ただし，2～3個の出血であるからと言って虐待が否定されるわけではない。その他の調査と組み合わせて評価する必要がある。虐待が疑われる乳児（虐待の種類は問わない）及び2歳未満の身体的虐待が疑われるケース，特に頭部外傷や顔面の外傷があるケースでは，眼科的精査が必須である。

[5] 耳鼻科的所見

鼓膜破裂： 鼓膜破裂は強く殴られた時に起きる。虐待が強く疑われる。

難聴： 顔面を激しく殴られると耳小骨のずれが生じて難聴を来すことがある。

鼻中隔骨折： やはり外傷によって起きる。転んで強く顔面を打ったという既往がない時には虐待が疑われる。顔面を殴られたことが疑われる時には耳鼻科受診が必要である。

[6] 頭蓋骨以外の骨折

骨折は古くから虐待の所見として重要とされてきた。虐待が疑われる場合は以下の基準で全身骨撮影が必要となる。その際，骨折は受傷直後では判定が困難なことが多いため，10日～2週間後に再撮影することが求められる。なお，乳幼児の骨折の判断には高い専門性が求められるため，できるだけ，小児放射線科医のいる病院で読影してもらう必要がある。

- ① 乳児の全ての虐待
- ② 3歳未満の身体的虐待
- ③ 3歳以上で骨折を疑わせる症状がある

以下の骨折は虐待を強く疑わせるものである。

イ. 保護者の説明と合わない骨折

全ての外傷と同様，保護者の説明との不一致は重要な所見であるが，特に，受傷機転が不明であったり，説明と一致しない乳幼児の骨折は危険性が高いと判断すべきである。

ロ. 歩行開始前の子どもの四肢の骨折

歩行を開始する前の子どもの家庭内で四肢の骨折を起こすことは殆どない。家庭内の転落で骨折の可能性があるのは頭蓋骨の単純骨折と鎖骨骨折である。その他の骨折は，非常に特殊な

状況で挟まるなどの問題があった時である。その場合にはそれに見合った説明がなされているはずであり、状況に合う説明がない場合は虐待を第一に考えるべきである。なお、幼児期のきょうだいが躓いたという説明が行われることがあるが、それで骨折することは非常に特殊な状況の場合のみであり、家庭内の一般の活動では起きないと考えるべきである。

ハ. 新旧混在する多発骨折

骨折しやすくなる病気を持っている子ども以外で骨折が多発することは殆どない。特に乳幼児ではまず虐待を考えるべきである。

ニ. 乳幼児の肋骨骨折

乳幼児が肋骨を骨折するのは交通事故などの特殊な外傷以外は虐待と考える。蘇生時の心マッサージでも起きないとされている。特に虐待の場合は両側から強力な力で圧迫を加えることによって後部や側部に起きることが多く、複数の肋骨が同様の場所で骨折することが多い。

ホ. 骨幹端骨折

特殊な形の骨折であり、子どもの症状は少ないが、虐待に特異的な骨折である。骨が未熟な乳幼児が激しく揺さぶられたりねじられたりした時に起きると考えられている。骨折の形としてはコーナー骨折、バケツの柄骨折などと呼ばれるものであるが、非常に微細な骨折であり、小児放射線科医などの診断が必要になることが多い。

ヘ. 乳幼児の肩峰骨折・骨盤骨折・脊柱の圧迫骨折

数は少ないが、見落としがないようにしなければならない。

[7] 内臓出血

腹部内臓の出血： 腹腔内出血や腸管内出血などは外傷性で起きることがある。ECHOやCTの検査によって、外傷性の可能性が判断できる。虐待による内臓出血は受診の遅れを伴うことが多いので、致死率が高い。

[8] 溺水

歩行開始前の乳児の溺水は虐待を強く疑わせる。また、幼児期であっても虐待を疑う必要がある。子どもを安全に護る監視を怠ったネグレクトの可能性もある。

[9] 婦人科的所見

性的虐待の場合には、妊娠の有無、性器の外傷、性器内の精液の存在の有無、肛門等その他の会陰部の外傷、性感染症のチェックなどの診察を行う。性器の所見は2週間ぐらいで認めなくなってしまうため、早期に診察することが必要である。

性感染症の存在は強く性的虐待を疑わせる。淋菌や梅毒は出生前の感染でなければ性的虐待がほぼ確実に存在すると考える。出生前感染ではないクラミジア感染、尖形コンジローム、膣トリコモナスも性的虐待の可能性が高い。性器ヘルペスに関しては、I型の場合は口唇感染部を触った手で性器を触ることによる自己感染の可能性もあるが、II型ヘルペスは性的虐待による可能性が非常に高い。ただし、I型ヘルペスでも性的虐待が否定されるわけではない。細菌性膣感染症は繰り返す時には性的虐待の可能性もある。

[10] 精神医学的所見

虐待を受けた子どものアタッチメント形成の問題やトラウマによる、愛着障害、行動の障害・感情の障害・解離など、精神医学的所見も重要になる。また、広汎性発達障害（PDD）や注意欠陥/多動性障害（ADHD）などの鑑別や合併の有無を確認しておくことも重要である。PDDやADHDは育てにくさに繋がり、虐待のリスク因子となる可能性もある。

2. 調査に当たって他機関との連携をどう図るか

(1) 要保護児童対策地域協議会の活用

虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。このため、関係機関等により構成され、虐待を受けた子どもやその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会であり、その構成員に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会を活用し、各機関の連携を深めていくことが適当である。

(2) 個別の相談、通告から支援に至るまでの流れ

個別の相談、通告から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じて様々な形態により運営されることとなる。

[1] 相談、通告受理

- ア. 関係機関等や地域住民からの保護を必要とする子どもの相談、通告は事務局が集約する。
- イ. 事務局は相談、通告内容を虐待相談・通告受付票（表3-1参照）に記録する。
- ウ. 事務局は、関係機関等に事実確認を行うとともに、子どもの状況、所属する集団（学校・保育所等）、親や子どもの生活状況、過去の相談歴等、短期間に可能な情報を収集する。

[2] 緊急度判定会議（緊急受理会議）の開催

- ア. 緊急度判定会議を開催。虐待相談・通告受付票をもとに、事態の危険度や緊急度の判断を行う。
- イ. 緊急度判定会議は、事例に応じ参加機関を考え、随時開催する。電話連絡などで協議するなど柔軟な会議運営に心がける。
- ウ. 会議の経過及び結果は、会議録に記載し保存する。
- エ. 緊急の対応（立入調査や一時保護）を要する場合は、児童相談所に送致するものとし、必要な連絡調整を迅速に行う。
- オ. 緊急を要しないが地域協議会の活用が必要と判断した場合は、個別ケース検討会議の開催や参加機関を決定する。
この場合も、必要により会議の出席等児童相談所の技術的援助を求めるものとする。

[3] 調査

地域協議会において対応することとされた事例については、具体的な援助方針等を決定するに当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。

[4] 個別ケース検討会議の開催

- ア. 緊急度判定会議（緊急受理会議）で決定した参加機関を集め、個別ケース検討会議を開催する。
- イ. 個別ケース検討会議において、支援に当たっての援助方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担、連携方法、当該事例に係るまとめ役、次回会議の開催時期などを決定する。
- ウ. 会議の経過及び結果は、会議録に記入し、保存する。

[5] 関係機関等による支援

援助方針等に基づき、関係機関等による支援を行う。

[6] 定期的な個別ケース検討会議の開催

適時適切に相談援助活動に対する評価を実施し、それに基づき、援助方針等の見直しを行うとともに、相談援助活動の終結についてもその適否を判断する。

(3) 関係機関と連携して調査を行う事項

以下の情報は、子ども虐待が疑われる家族につき、援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で収集するものであり、個人のプライバシーの保護には十分配慮が必要である。このため、構成員に守秘義務が課せられている要保護児童対策地域協議会を活用することが望ましい。

[1] 家族全員の住民票

同居している家族構成を把握するための基礎資料であり、市町村から公文書にて取り寄せる。

[2] 戸籍謄本（付票を含み、保護者が離婚していれば両親とも）

親権者の確認や家族の法的関係、転居歴等家族の歴史を知る上で重要。本籍地から公文書にて取り寄せる。

[3] 福祉事務所の係わりの有無

本人家族が生活保護や障害福祉サービスを受けていれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴が分かる。また、援助を行う場合、福祉事務所との連携が図れる。

[4] 妊婦・新生児・乳幼児発達健康診査等の結果

保健所や市町村保健センター（保健師）では妊娠中から新生児、乳幼児等各段階で健康診査があり、受診していれば母子関係や子どもの発達等について様々な情報が得られる。また、受診していなければ「健康診査のお誘い」を理由として家庭訪問ができる。

乳児家庭全戸訪問事業の訪問結果や訪問者の情報についても確認する。

[5] 子どもが通っている（いた）保育所、幼稚園・小学校・中学校等の学校からの情報

子どもがどこかに通っていれば、訪問し、保育士や担任教師、養護教諭等から虐待の状況、子どもの様子や家族関係、その他保護者に関する情報を得る。また、虐待と断定できなくても、以後の情報提供や協力を依頼する。

また、過去に担任をしていた保育士や教師に会えば、子どもの性格や行動、親子関係、家庭の雰囲気などを知ることができる。ただし、保育所、幼稚園、学校等については、それぞれの組織体制の特色を理解した上で、それぞれの体制に合わせた協力依頼の仕方を考慮する。

[6] きょうだいを通っている学校等からの情報

他のきょうだいへの虐待の有無、親子関係や家族の価値観、家庭の雰囲気等の情報を得る。さらに、各機関が家庭訪問する際のきっかけを作ってもらなどの協力を期待できる。

[7] 病院からの情報

入院や通院の事実が分かれば、直接主治医に会って話を聞く。虐待に直接関係ないと思われても、病状については詳しく聞く。また受診時の親子の様子や保護者の態度などについても尋ねる。なお、保護者が信頼して今後も継続的に通うことが予想されれば、援助活動チームの一員として共同して家族援助を行うよう依頼する。

[8] 警察からの情報

子どもや家族の状況、虐待の状況等について情報が得られる場合がある。また、援助や介入等について協力を依頼することができる。

[9] 児童委員（主任児童委員）からの情報

住民に最も身近な援助者であり、家族の状況等について具体的かつ詳細な情報が得られることがある。

3. 虐待の認識を保護者にどう持たせるか

(1) 子どもへの虐待が比較的軽い場合（ソーシャルワークアプローチ）

虐待をしている保護者は「子どもの問題行動（盗癖、嘘をつく、自分の意見を言えない、盗み食いをする等）を治すためにやっていることだ」と自己を正当化したり、「自分の子どもなのでどうしようと勝手だ、他人にとやかく言われる筋合いはない」と他者の関与を否定することも少なくない。

虐待をしている保護者の生育歴を調べると、保護者自身も不遇な状況で育っている場合や今日の定義でいうところの「虐待」と類似した経験のあることが非常に多い。このような状況を考慮に入れた上で、次の点に留意して対応することが大切である。

[1] 援助者の基本的立場

- ア. 援助者自身が虐待をしている保護者への怒りや批判を持っていると言動に表れ、保護者は敏感にそれを感じ取ってしまう。このため、カウンセリングマインドを基本にして、どういうメカニズムで虐待が起こってきたのか、どうすればその悪循環を断ち切れるのかという観点で面接を進めることが大切である。
- イ. 保護者との関係をつけようと思うあまり、虐待を仕方のないことと認めてしまったり、援助者が保護者の代理として行動することになるような要求を受け入れたりすると、援助者の方がコントロールされてしまうので注意が必要である。保護者が子どもに対してどう関わられるのか、援助者はそれをどう応援していけるのかという立場をいつも忘れないようにしなくてはいけない。

[2] 児童相談所や市町村の役割について理解を図る

人に対する不信感が強く被害的にものごとを受け取りやすい保護者には、虐待の行為だけを取り上げて話し合っても親子関係の改善には結び付かず、保護者の苦労や苦しみを分からない人に話をしても仕方がないと関わりを拒否されてしまうことが多い。そうならないように、児童相談所や市町村は、保護者を責めたり育児に強制的に介入して親権を奪ってしまうために関わるのではないことを伝え、話し合える関係を作ることが大切である。その上で児童相談所や市町村の役割や機関として提供できるサービスなどについて理解が得られるよう誠意をもって話し合いを進めていく必要がある（ただし、子どもへの虐待がひどく、生命の危険がある場合は強制的な介入をせざるを得ないこともある）。

[3] 行為の背景にある目的を確認する

子どもに暴力を振るったり顔も見たくないほどの拒否感を感じたとき、どうしてそういう行動になったのか、子どもをどうしたくて行ったのか等、保護者の感情や意図を確認して行くと、「こうあってほしい」という保護者なり子ども像が分かってくる。援助者はその子ども像について話し合い、今取っている方法は、「こうあってほしい」と思う子どもにするためにはあまり役に立たないのではないかと伝えていく。また、子どもを虐待しているときの気持ちを確認していくと、保護者の過去の体験と重なり合っていたり、イライラしていた自分の気持ちを子どもにぶつけていたことに気付き自分の行為への理解が深まることもある。

[4] 虐待についての社会的判断を伝える

穏やかに話ができるようであれば、今、保護者が取っている方法は社会的には虐待と考えられることであると説明する。虐待と言われないような方法で子育てができるよう応援していきたいという思いが伝わるようにしていく。保護者自身も多かれ少なかれ自分の養育の方法が他人から批判されるであろうことは分かっていることが多く、困っている面もあるため、援助者が責めずに関わると虐待を認めることもできるようになることが多い。特に、子どもの問題行動や非行行為への対応として厳しいしつけや体罰を正当化しているような場合は子どもの行動に対する理解を深め、困り感を共有することが大切である。そして、虐待を保護者自身の問題として解決して行くためには、子どもの問題行動として関わりを始めても、時機をみて保護者による虐待であると気付かせることが大切である。

[5] 親であることを強要しない

親だから愛情を持って育てなければならぬとか、良い子に育てなければいけないというような「常識」に振り回されて、顔も見たくないほど憎んで虐待してしまう事例もある。親であるから育てなければいけないのではなく、親であっても子育てを休憩したり、時には子どもを育てたい人に任せることもできるという提案を試みるのも良い。一時保護等により子どもと離れることで、子育てについてゆっくり考える機会ができる場合があることを知ってもらうことも有益である。

(2) 子どもへの虐待がひどく、早期に分離を考えた方がよい場合（行政介入によるアプローチ）

子どもが病院に運び込まれるほどの大けがをしたり、生命に関わるほどの状況で放置されていたり、性的虐待を受けている場合等は、早急に一時保護につなぐことが大切である。このような場合、共感・受容的なアプローチをしていると、保護者だからとか、しつけだからという理由を強引につけて連れ帰られたりする可能性が高く、子どもへの虐待がさらにひどくなったり、児童相談所が子どもと接触できない状態になってしまうこともある。そのため次の点に留意して対応する必要がある。

[1] 子どもの身柄の安全が確保できている場合

子どもの状態について、はっきりと保護者の虐待が原因であると伝える。強引に引取りを要求して来る保護者に対しては、一時保護は児童相談所長の判断だけで可能であり、保護者の同意を要件としないことを伝える。この対処を行う場合には、児童福祉法第28条や同法第33条の7の手続をとる可能性も検討する必要がある。状況によっては家庭裁判所の判断を仰ぐと伝えることによって施設入所の同意に転ずる保護者も少なくないが、保護者との関わりが可能となればソーシャルワークによる援助を展開する。

なお、保護者には、どのような状況になれば施設からの引き取りが可能であるか、そのためには保護者として何をしなければならないのか、児童相談所としては何をしたいのかを明確に伝えることが重要である。保護者が子どもの一時保護や施設入所等に強い拒否感を示す背景には、これら先の見通しが持てないことにより、このままずっと子どもを帰してもらえないのではないかと不安があることに留意する必要がある。

[2] 子どもの身柄の安全が確保できていない場合

子どもが保護者の元にいる間は、保護者を刺激するとさらに虐待がひどくなる可能性が高いため、虐待の認識を持たせることよりも子どもの身柄の保護を優先させた対処が必要である。保護

者に何らかの納得のいく理由づけを行って一時保護につなげるか、児童相談所の職権による一時保護を行うべきである。

4. 調査に拒否的な保護者へのアプローチをどうするか

調査や介入に対して拒否的な態度をとる保護者へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の1つであり、子どもの安全確認ができない場合は、立入調査という行政権限の発動も視野に入れつつ、様々な創意と工夫を用いてこの課題に対処する必要がある。

この創意と工夫は緊急に介入しなければ子どもの身体・生命に危険がある場合を除き、原則から言えば保護者にとって違和感や抵抗の少ない方法、ときには保護者にとって何らかのメリットが得られる方法を優先的に検討し、それらのアプローチが効を奏さないか困難であるときに、行政権限発動や司法的手法を採択するという手順になる。以下に、実務上実践されているいくつかの方法を具体的に例示したい。

(1) 保健所、市町村保健センター等の保健活動を利用する方法

被害を受けた子どもが乳幼児であれば、市町村保健センターの乳児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診などに結びつけて、呼び出しや訪問をしてもらえれば違和感がないし、保健師等による子どもの状態の確認が可能である。そこで子どもの育てにくさや、保護者の子育ての大変さを受け止め、児童相談所の説明や精密検査へつないでもらうことができれば、児童相談所や市町村とのコンタクトもスムーズに行きやすい。また、児童相談所に保健師が配置されている場合には、児童相談所に対して拒否感を持っている保護者に対する訪問を市町村の保健師等の協力を得て行えるようコーディネートすることも有効な方法である。

(2) 関わりのある機関を経由する方法

保育所や幼稚園・小学校・中学校等の学校などの機関が関与していれば、それぞれの機関の職員が保護者の子育ての苦勞に共感を示しながら対応することが考えられる。保護者が困難に感じている子どもの問題に対する児童相談所での検査の必要性や、場合によれば無料で一時預かりが可能であることなどを提示して一定の納得が得られると、児童相談所や市町村がコンタクトを取りやすくなる。

(3) 医療機関へつなぐ方法

保護者に児童相談所や市町村など行政機関への拒否感があるときや、子どもに外傷、発育不良などの医療的課題があるときは、協力が得られやすい医療機関に一旦つないで、次の展開を考えることが適切なことがある。その際、医療機関には検査などの目的で入院させてもらえると次の対処がそれだけやりやすくなる。

(4) 親族、知人、地域関係者等を介する方法

保護者と何らかの面識や関わりのある親族、知人、地域関係者等がいる場合は、保護者の子育ての困難さと子どもの側の問題などについて保護者の相談にのってもらいなどの方法も考えられる。何らかのコンタクトを取ってもらいながら子どもの現状確認と家族の状況把握、そして児童相談所や市町村へのつなぎの協力を求めると、機関が単独でいきなり接触するよりはずっとスムーズに関わりがもてることが少なくない。

ただし、このような場合であっても個人情報の取扱には十分留意しながら、必要最小限の情報提供に留めるようにする。

(5) 警察との連携により保護者へのアプローチを進める方法

児童虐待防止法第10条において、児童相談所長は子どもの安全確認又は一時保護を行おうとする場合において、都道府県知事は立入調査等の際に、その子どもの住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し、援助を求めることができることとされている。また、この援助要請は必要に応じ、適切に行わなければならないとされている。このため、より一層警察との連携を進めることが必要である。

子どもの安全の確認、一時保護又は立入調査等の執行に際して「援助の必要があると認めるとき」とは、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務を執行することが困難なため、警察官の措置を必要とする場合をいう。

なお、援助依頼の際には、緊急の場合を除き、児童相談所長から警察署長に対して、事例の概要や援助の必要性などを記載した文書（本章7（3）「警察への援助依頼様式」参照）で援助を依頼し、事前協議することを原則とすべきである。しかし、援助が円滑に行われるためには、警察との連絡会議の開催、要保護児童対策地域協議会等の場での警察との具体的事例の共有など日頃からの関係づくりが重要である。

5. 子どもからの事実確認（面接・観察）はどのように行うか

(1) 虐待を行っている（または、行っていると思われる）保護者に知らせる前に面接をする場合

「子どもがオドオドしていて、時々なぐられたようなあざがある」とか「家に帰りたがらない」等虐待が疑われる特徴が見られるが、はっきり断定出来ないという相談が、保育所や学校等から入ることがある。

このような場合、「子どもが育てにくい性格なのではないか。保護者が子育てに困っているのではないか」と話しかけてもらい、それをきっかけに相談を始めるという方法が一番自然である。しかし、保護者が、「何の問題もない」「家庭のことに口出しをしてほしくない」と言ったり、子どもも虐待を否定するなど、状況がはっきりしないようなときには、保護者に知らせずに子どもの状況を確認せざるを得ないことになる。

[1] 保護者も子どもも虐待を否定する場合（子どもが意思表示できない場合も含む）

教職員等に子どもの様子を細かく観察してもらい、言動やあざ、けがの状態等を記録してもらい、言動やあざ、けがの状態等を記録してもらい、言動やあざ、けがの状態等を記録してもらうことが大切である（児童福祉法第28条の承認審判の申立て等のときに重要な資料になる）。児童相談所や市町村としては、その他の情報（過去の経過、病院や近隣等からの情報）と合わせて検討し、関わりのタイミングや方法などを工夫していくことになる。

[2] 保護者は否定するが、子どもが虐待を訴える場合

- ア. 教職員等に子どもの気持ちを受け止めてもらいながら、児童相談所や市町村についてできるだけ具体的に説明をしてもらう。子どもが希望すれば保護者に知らせずに会うことが出来ることも話してもらい、学校等子どもの希望する場所で会う。ただし、子どもが児童相談所や市町村の職員と会ったことを保護者に秘密にできそうでなかったり、秘密を持つことがひどく負担になるときは勧めないほうがよい。その場合は、必要な情報を教職員等を通じて間接的に伝えていく方がベターである。
- イ. 子どもは保護者から虐待について他人に話さないようにというメッセージを受けていることが多い。したがって、人に話すことによって不安になったり、ときには恐怖心が沸いてく

ることもあるので、無理に話を引き出すよりも子どもの気持ちを受け止めながら、子どものペースで話を聞くように心がける方がよい。

ウ。 児童相談所や市町村の職員からは、児童相談所の機能（継続的に相談を受けることができること、保護者の同意がなくても一時保護ができること、保護者の意に反しても家庭裁判所の承認を得ることで施設に入所できること等）や市町村の機能（継続的に相談を受けることができること、必要に応じて、児童相談所と連携して対応を採ること）について、子どもの年齢に応じた話し方で、具体的なイメージが伝わるようていねいに説明を行う。

エ。 できれば、次に会う場所や方法を決めておく。また、困ったときには身近に駆け込めるところを子どもと一緒に考えて決めておく。この場合には、当該関係者や関係機関にはある程度の事情を説明し、子どもが保護を求めて来れば児童相談所に連絡してくれるよう依頼し、相談に対する協力体制を作っておくことが大切である。この場合、普段から児童相談所等の連絡先を記したカード等を用意することも有効である。

(2) 保護者が児童相談所や市町村の関わりを認めて、子どもと面接する場合

保護者が児童福祉司等の関わりを認めていると、子どもは比較的安心して虐待の事実について話すことができるが、「自分が悪かったからではないか」という自責の念や不安等は持っている。それを和らげながら聞き出すことが大切である。また、子どもの面接者と保護者の面接者は出来る限り別々にし、それぞれが秘密を守られているという安心感を持てるように配慮することが大切である。

[1] 事実を確認しながら、どのようなメカニズムで虐待が起こったのかを確認する

嘘をつく、約束を守らないということで虐待を受けることも多いが、どうして嘘をついたのか、約束を守らなかったのかをていねいに聞くと、子どもの年齢に不相応な約束であったり、子どもが内容を理解できていなかったり、また、他の子どもたちと比べてかなり厳しい規制であったりする。それが保護者の意識的、または無意識的な押付けとなり、子ども自身が自主的にした約束とされていることが多い。虐待が起こる前後の脈絡を確認しながら保護者側の問題であることにも気付かせて、子どもの自責の念を少しでも和らげていくことが大切である。嫌なこと、してほしくないことを話すことは悪いことではないと伝え、否定された自己の感情を肯定的に受け止められるように支える。そして、虐待を受けたことについて話し合える場所として児童相談所や市町村があることを分かってもらう。

[2] 子どもの安全に絶えず注意する

在宅の子どもに関わる場合、児童相談所や市町村の職員が子どもの気持ちを支持すると、子どもは安心して保護者への攻撃性や不信、怒りを出してくる場合がある。保護者と児童相談所や市町村の職員の信頼関係が生じていて共に協力して受け止めて行くことができるときはよいが、そうでないときは、反対に保護者の怒りを引き出してしまい、虐待がひどくなったり突発的暴力となって現れることがある。危険が予想されるときは、タイミングを見て一時保護等を考える必要がある。

(3) 子どもを一時保護（または一時保護委託）した上で面接する場合

[1] 子どもの虐待が疑われるがはっきりせず、他の理由（子どもの問題行動、保護者の育児負担の軽減等）で一時保護した場合

生活場面で過食や他の子どもへの乱暴やいじめがあるか、極端に甘えたり警戒したりしていないか等、虐待を受けている子どもにありがちな行動の特性を観察する。虐待を受けている子どもの中には、一時保護の間に身長や体重がぐっと伸びる子もある（キャッチアップ現象）。

観察や心理検査の結果、虐待を受けている可能性が高ければ、子どもの安心感の確保を図る中で、徐々に日常の出来事の確認を行う。併せて保護者への愛着の有無や今後の生活の仕方など子どもの年齢や状況に応じた話を具体的に進めていかなければならない。

[2] 虐待を受けていると断定できる場合や子どもが援助を求めてきて帰宅を拒否している場合

子どもの安全確保を第1に考える。子どもは保護者に連れ戻される不安や恐怖感が和らげば虐待について話すことができるようになるが、安心感が持てないときは保護者の意向に左右されたり、違うことを言うことがある。このような時は責めたりせず、子どもが不安に思っていることをじっくり聞き、安心できるように対応することが大切である。また、子どもが希望しなければ、保護者の要求に応じて帰すことはないという保証を始めに与えておくことが重要である。

この場合、児童福祉法第28条等の法的対応の可能性が強いため、子どもの意向等については克明に記録にとどめておく。

また、思春期の児童で、本人は「虐待を受けた」と一時保護を求めるが外見上から特定できるものがなく、関係機関の調査でも心配な情報が得られなかったような場合、保護者、本人どちらの話も十分に聞いたうえで、話し合いの場を持つように方向付けることが必要な場合もある。

(4) 性的虐待を受けた子どもからの事実確認について

子どもは自分が虐待を受けているという事実を家族以外のものに話すこと（開示：disclosure）に強い抵抗感を持つ傾向があることが知られているが、性的虐待の場合には、子ども自身の認知（普通の子どもであれば経験しないことを経験したなど）や加害者からの脅迫（このことを他人に話したら家族と一緒に住めなくなるなど）が相まって、開示への抵抗感がより一層強くなる可能性がある。したがって、子どもから性的虐待の開示があった場合には、子どもが強い苦痛を覚えていたり、あるいはきわめて深刻な状況におかれている可能性が高いと認識し、慎重に対応すべきである。

[1] 子どもへの性的虐待が問題となる状況

子どもが性的虐待を受けているのではないかとの疑いがもたれ、関係機関が関与する状況は様々であるが、子どもからの開示があったり、子どもの精神的な問題や行動上の問題から性的虐待の被害が推定されて児童相談所が子どもや家族に関わりを持つ場合と、別の問題で児童相談所に関わりを持ち始め、援助の経過中に性的虐待の事実が開示される場合の2つに大別される。

前者では、子どもが家庭内での性的被害を家族（多くの場合、母親などの虐待者でない保護者）や学校の友人、あるいは担任や養護教諭といった関係者に開示し、関係者が児童相談所に助力を求めてくるといったケースが多い。また、子どもの性的な言動から周囲がその疑いを持って児童相談所につながる場合もある。

後者としては、夜間の徘徊のために警察が保護し、子どもが家に帰りたくないと述べることで児童相談所に通告のあった小学校低学年の子どもや、家出や性的逸脱行動のために児童相談所が関わるようになった思春期の子どもなどが、援助経過のなかで性的虐待の事実を話し始めるといった場合などが考えられる。特に思春期の子どもの性的逸脱行動の背景には、家庭内での性的

被害体験があることが少なくないので、対応に注意を要する。さらに、性的虐待以外の虐待の問題で保護したり、関わりを持っている子どもが性的虐待を開示するような場合もある。例えば、ネグレクトの問題を中心に援助を提供してきた家族で、子どもが性的虐待を受けていることが判明するといったケースなどは少なくない。また、性的虐待はDV（配偶者からの暴力）と同時に発生しやすいことが知られており、こうしたタイプの問題を抱えた家族の援助においては、性的虐待の可能性について意識しておくことが大切である。

[2] 開示への対応

先述したように、性的虐待に対する子どもの秘密保持傾向は非常に強く、それだけに子どもからの開示があった場合には、よほど深刻な状態であると受け止めるべきである。子どもからの性的虐待の開示への対応の基本的事項として、以下の各点を示す。なお、詳しくは第13章を参照されたい。

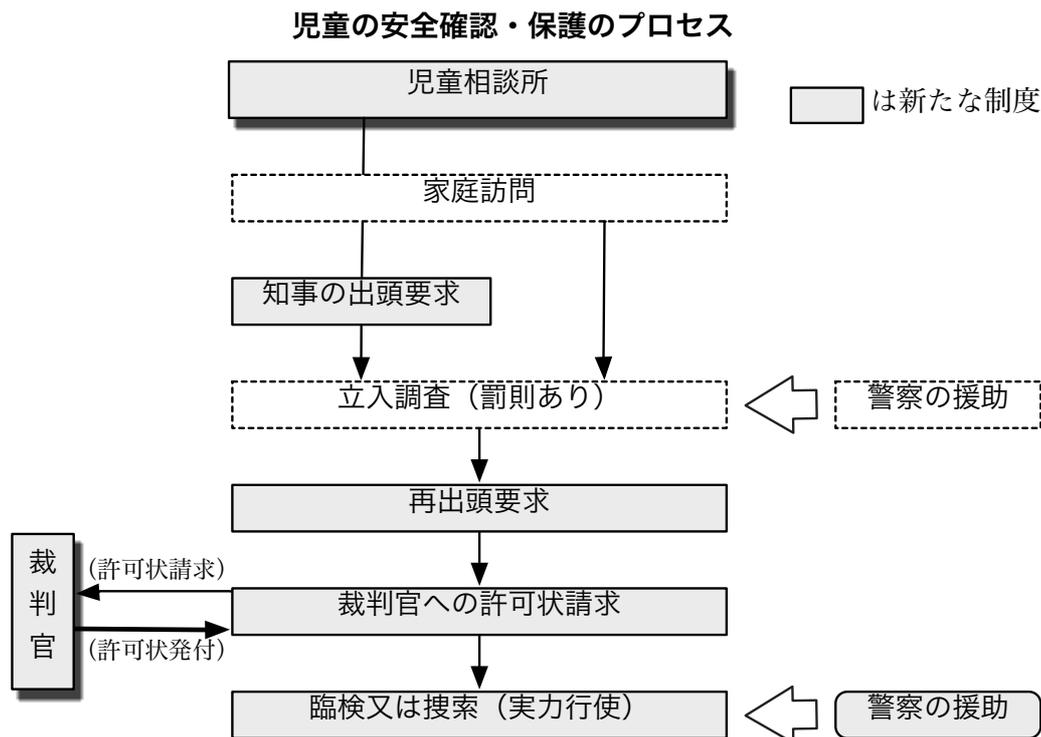
- ・聞き手の面接者は原則として同性とし、加害者がわかっている場合には加害者の性は避けること。子どもの話を丁寧に聞き、真剣に受け止めること。
- ・性的虐待について話すことの子どもの心理的苦痛や恐怖、不安を適切に受け止める。
- ・子どものペースを尊重しながら話を聞いていくこと。
- ・話を聞くことが子どもにとって『二次的被害』にならないよう注意すること。
- ・守秘義務や問題の解決の可能性について非現実的な約束をしないこと。
- ・子どもの年齢に応じて、話を聞く際に補助的道具（描画、人形など）を活用すること。
- ・子どもの希望を聞きながら、予想される今後の展開を子どもに説明すること。
- ・児童福祉法第28条による措置や加害者に対する告訴（告発）の可能性が考えられる場合には、裁判所における手続きにおいて、証拠として活用することができるような方法で子どもからの聴取を行うこと。
- ・告訴（告発）を考える場合は、子どもの気持ちを確認するとともに、必要に応じて児童相談所の嘱託等の弁護士により告訴の意味等を説明してもらう機会を設定する。

6. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・搜索等の要否をどう判断するか

(1) 立入調査及び出頭要求並びに臨検・搜索等の法的根拠

立入調査及び出頭要求並びに臨検・搜索等については、児童福祉法第29条において、都道府県知事（委任により児童相談所長）が子どもの居所等への立入調査をさせることができることを規定しているが、児童虐待防止法第9条第1項において、虐待が行われているおそれがあると認めるときの立入調査が法律上の規定として明記されていること、さらに、平成19年児童虐待防止法改正法では、同法第8条の2に「出頭要求」、同法第9条の2に「再出頭要求」、同法第9条の3に「臨検・搜索等」が追加され、安全確認に向けて段階的ではあるが、確実な措置が規定された。

(2) 出頭要求から臨検・搜索等までの流れ



① 出頭要求

児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができる。

② 立入調査

保護者が [1] の出頭の求めに応じない場合には、立入調査その他の必要な措置を講じるものとされた。

立入調査は、従前のように出頭要求を経ることなく実施することも可能であり、特に、身体的虐待等により切迫した状況が想定される場合には、迅速に対応することが求められる他、ネグレクトケースであっても、食事等の栄養補給を短期間でも絶たれた場合には、生命に係わる重大な事態に至ることが少なからずあることに留意して、迅速性を最優先にした対応をすべきである。

また、保護者が立入調査を拒否した場合は、当該拒否に正当な理由がないと認めるときには、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認める場合には、警察署に告発することを検討する。

③ 再出頭要求

保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができる。

④ 臨検・搜索等

保護者が [3] の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは児童の安全確認を行い又はその安全を確保するため、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を搜索させることができる。

(3) 立入調査及び出頭要求並びに臨検・搜索等の要否の判断

ソーシャルワークアプローチが効果を発揮し得るときや、知人・親族・地域関係者等が仲介する形でコンタクトが得られると判断されるときは、その方法を優先する方が相手にとり摩擦が少ないし、より実務的である。

しかし、それらの方法が困難で保護者等に接近する手立てがなく、かつ子どもの安否が気遣われるようなときには、立入調査、臨検・搜索等を決断しなければならない。ただ、そのような場合であっても、本章4で例示されている各種の接近方法とどちらを採用すべきかは、そのときのタイミングや状況、また関係者の協力などを総合的に勘案して決めること。

一般的に立入調査、臨検・搜索等が必要と判断されるのは以下のような場合である。

- [1] 学校に行かせないなど、子どもの姿が長期にわたって確認できず、また保護者が関係機関の呼び出しや訪問にも応じないため、接近の手がかりを得ることが困難であるとき。
- [2] 子どもが室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- [3] 何らかの団体や組織、あるいは個人が、子どもの福祉に反するような状況下で子どもを生活させたり、働かせたり、管理していると判断されるとき。
- [4] 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、保護者が訪問者に子どもを会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- [5] 子どもの不自然な姿、けが、栄養不良、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、保護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき。
- [6] 入院や治療が必要な子どもを保護者が無理に連れ帰り、屋内に引きこもってしまっているようなとき。
- [7] 施設や里親、あるいはしかるべき監護者等から子どもが強引に引き取られ、保護者による加害や子どもの安全が懸念されるようなとき。
- [8] 保護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる子どもの安否が懸念されるような事態にあるとき。
- [9] 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、子どもの生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- [10] その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、子どもの権利や、福祉、発達上問題があると推定されるにもかかわらず、保護者が拒否的で実態の把握や子どもの保護が困難であるとき。

7. 立入調査に当たっての留意点は何か

(1) 立入調査の手続上の留意点

立入調査を円滑に実施するために、以下の2点にまず留意する必要がある。

[1] 身分証明証の交付

立入調査に携行する身分証明証については、個々の事例について、その都度作成交付する必要がなく、児童委員（主任児童委員）または子どもの福祉に関する事務に従事する吏員が、その職に就いた時に交付し、平素携帯させてよい旨の通知（昭和23年8月23日児発第554号厚生省児童局長通知）が出されている。しかし、実情として証明証が交付されていないところも見受けられる。緊急事態に備えて、あらかじめ交付しておく必要がある。

[2] 都道府県知事の指示について

立入調査は都道府県知事の指示の下に実施することと規定されているが、自治体レベルの施行規則等において、児童相談所長に権限が委任されているところもある。権限が委任されていない児童相談所においては、立入調査の必要性が認められたら速やかに、決裁を行う。通常、決裁には時間がかかるため、あらかじめ権限が委任されるように、規則等を整備しておくべきである。

(2) 立入調査の執行にあたる職員

立入調査には予測される事態に備え、調査にあたる職員を複数選任する。児童福祉司、相談員、スーパーバイザー等を基本として、子どもの心身の状態や性別に配慮し、保護や入院の必要性を的確に診断することのできる医師（小児科医、児童精神科医等）や保健師の同行も有効である。

また、これら児童相談所職員のほか、都道府県が設置する福祉事務所の社会福祉主事または都道府県において直接児童福祉に関する事務に従事する職員も立入調査の執行に当たることができる。

(3) 立入調査における関係機関との連携

[1] 警察との連携

従来から、児童相談所長等による立入調査や一時保護に際して、必要な場合は事前協議の上警察官による支援が行われていたが、児童虐待防止法第10条において警察署長への援助要請等についての規定が設けられ、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ、適切に警察署長に対し援助を求めなければならないとされた。

執行に当たって、保護者の妨害や現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって児童相談所長等のみでは立入調査が困難であると考えられる場合には、警察署長に対し援助を依頼する。

立入調査等は児童相談所がその専門的知識に基づき、主体的に実施するものであり、警察官の任務ではない。警察官は警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいた措置を行うということを承知しておく必要がある。

また、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。しかし、立入調査等の執行に際して援助の必要があると認めるときは、警察署長に対し援助を求め、法に基づき立入調査による安全の確認、必要な場合の一時保護等を適切に行う必要がある。警察官は、立入調査においては、不測の事態に備えて児童相談所長等と同行し現場付近で待機するなどの援助を行うことが多いと考えられるが、必要に応じて警察官職務執行法、刑事訴訟法等に基づき必要な措置を取る。援助を求められた警察官は、具体的には

- ア. 職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況により児童相談所長等と一緒に立ち入ること
- イ. 保護者等が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や子どもへの加害行為が現に行われようとする場合等において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し又は行為を制止し、あるいは同法第6条第1項に基づき住居等に立ち入ること
- ウ. 現に犯罪に当たる行為が行われている場合に刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕するなどの検挙措置を講じることなどの措置を取ることが考えられる。

なお、上記イの警察官職務執行法第6条第1項に基づく立入りについては、例えば、家の中で子どもが暴行を受けて悲鳴が聞こえるなど、子どもの生命、身体に危害が切迫し、あるいは現に危害が加えられているようなときで、同項の立入りの要件を満たす場合は、立入りのため必要が

あれば、社会通念上相当と認められる範囲で、鍵を壊すなどして立ち入ることができる。また、上記ウの現行犯逮捕において、必要があれば認められる住居等への立入り（刑事訴訟法第220条第1項第1号）についても同様である。

警察署長への援助要請は、緊急の場合を除き、文書（別添4-1「警察への援助依頼様式」参照）により事前に組織上の責任者から行うことを原則とする。

なお、緊急の場合においては、事後に上記援助依頼様式を参考に、文書により警察署長宛送付する。

援助の依頼に係る警察側の窓口は、少年部門（警察署生活安全課等）である。

依頼に際して具体的には、

ア. 保護者、虐待を受けている子どもその他の家族、同居人等の状況

イ. 保護者の性格、行動特徴

ウ. 虐待の態様及び虐待を受けている子どもの状況

などについて、可能な範囲で情報を共有しなければならない。

その上で、子どもの保護を最優先課題として、児童相談所と警察との間の適切な連携と役割の分担が実現されるように、必要な警察官の援助の内容やその時期、体制等について具体的に事前協議を行う必要がある。

事前協議においては、特に、児童相談所と警察の持つ情報の突き合わせなどを確実にを行い、状況判断に誤りのないようにしなければならない。

子どもの安全の確認、一時保護又は立入調査、臨検、搜索等の執行に際して「援助の必要があると認めるとき」とは、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため、警察官の援助を必要とする場合をいう。

なお、児童相談所長等からの援助の求めの有無にかかわらず、警察が子どもの保護等のため必要と認める場合は、所要の警察上の措置をとることがあり得ることは言うまでもない。

〈参考〉

警察官職務執行法

〈第5条〉（犯罪の予防及び制止）

警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危害が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

〈第6条〉（立入）

1 警察官は、前2条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

（以下省略）

刑事訴訟法

〈第212条〉

[1] 現に罪を行い、又は現に罪を行い終った者を現行犯人とする。

[2] 左の各号の一にあたる者が、罪を行い終ってから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。

- 一 犯人として追呼されているとき。
- 二 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。
- 三 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。
- 四 誰何されて逃走しようとするとき。

〈第213条〉

現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

〈第220条〉

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第199条（逮捕状による逮捕）の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第210条（緊急逮捕）の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である。

一人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の搜索をすること。

二 逮捕の現場で差押、搜索又は検証をすること。

（以下省略）

[2] その他の関係者との連携

保護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や市町村保健センター、精神保健福祉センターと連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられる。同行しない場合においても、事前の情報によっては、入院を要する事態も想定し、精神保健指定医診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要がある。

その他、福祉事務所の職員や児童委員（主任児童委員）など、保護者や家族との関係において有効であると思われる人を同行することも可能である。あるいはまた、子どもとなじみのある保育所の保育士や、学校の教師等が同行するか、保護後に備えて待機することで、子どもを安心させたり、落ち着かせたりする方法も考えられる。更には、協力関係にある弁護士の同行もありうる。

ただ、いずれの場合も、事前に周到な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要である。

(4) 立入調査の執行

まず相手に調査は法律に基づいた行政行為であることを告げ、正当な理由なく拒否した場合には罰金が科せられること、裁判所の許可状を取って臨検・搜索を行えることを伝える。その上で、調査者が何を目的とし、どういうことを確認したいのか、なぜ今回の立入調査を行ったのかなどを誠意をもって説明しなければならない。また子どもに対しても、突然の訪問の意図を年齢に応じて、分かりやすく説明し、安心感を与える配慮が必要であろう。

ア. 保護についての的確な判断と実行

子どもの身体的な外傷の有無やその程度、発育状況、保護者や大人に対する態度、脅えの有無などを観察すると共に、できれば同行の医師による診断的チェックを受けることが望ましい。可能であれば、子ども自身の気持ちを聴取した方が良いが、その時は保護者から離れた場所で聴取する必要がある。

子どもの養育環境を判断するためには、室内の様子に注意をはらうことも重要で、極めて不衛生・乱雑であるなど、特徴的な様相があれば、写真の撮影をしておく、後に児童福祉法第28条の承認審判における証拠資料として有効である。

保護者の態度、子どもの心身の状態、室内の様子等総合的に判断して、子どもに保護の必要性が認められれば、一時保護をしなければならないことを伝え、多少摩擦があったとしても実行に踏み切らなければならない。課題を残したままで一時保護がなされないと、次の接触が困難になったり、子どもの状態がより悪くなることを銘記すべきである。その後、状況によって、保護者に対して児童福祉法第28条の承認の申立て等の法的対応を行う旨を説明したり、子どもの状態によっては入院の措置を採るなどの対応が必要である。

イ. 一時保護が必要でないと判断された時

差し当たって、保護の必要性が認められない時は、関係者の不安が今回の調査で解消されてよかったということを率直に保護者に伝え、突然の立入調査で驚かせたことに対する相手の心情に配慮したソーシャルワークフォローを十分行っておくことが大切である。加えて、各機関のサービス機能の説明や、社会から孤立的になりすぎた場合、子どもの安全や健康の確認が社会的に要請されることになるという仕組みについても、十分理解を求めるようにしなければならない。

(5) 調査記録の作成と関係書類等の整備

立入調査を執行した後は、調査記録の作成を行う必要がある。とりわけ、家庭裁判所における審判が予定される事例については、詳細な記録が求められる。子ども、保護者の両方と室内の様子について、前項(4)アに記したチェックポイントを中心に、具体的で綿密な記録を作成する。

関係書類については、子どもの外傷の状況を撮影した写真や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、上記記録と共に整備しておくことが大切である。

8. 出頭要求から臨検・捜索に関する留意点

出頭要求、立入調査、再出頭要求、臨検・捜索は、子どもの安全確認及び安全の確保を目的に行う一連の行政行為であり、常に最悪の事態を想定しつつ目的を達成するための見通しのあるプランを練って着手する。なお、実行に際して警察官、裁判所との連携なくしては実現しないことは明らかであるので、早い段階で協力を仰ぐことが重要である。

(1) 保護者への出頭要求

① 対象となる事例

児童虐待防止法第8条の2の規定に基づく都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）による出頭要求は、特に、児童相談所の家庭訪問等によっても長期間児童の姿を確認できない事例や呼びかけに対し全く応答がなく安否を確認できないような事例について、有効な安全確認の選択肢のひとつとなると考えられるため、積極的に活用することとされたい。

出頭要求を行う際には、保護者がこの出頭要求に応じない場合、同法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じるものとされていることから、保護者がこれに応じない場合の対応を考慮しながら、その必要性を判断する必要がある。同法第8条の2の出頭要求は、あくまでも安全確認の選択肢のひとつであり、児童虐待が行われているおそれがあると認められるとともに、緊急に児童の安全確認を行う必要があるなどの場合には、直ちに同法第9条第1項の立入調査を行うことも可能である。

なお、一度出頭要求に応じたことから安全確認ができた後において、再度虐待のおそれが生じた場合においても、改めて本出頭要求を行うことが妨げられるものではないことに留意されたい。

② 出頭要求の方法

保護者に対する出頭要求の告知は、原則として、直接職員が告知書を交付することで行うとともに、できる限りその受領証を徴することとし、その経過を記録する。保護者が出頭要求の告知書の受領を拒否した場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱うこととし、この場合においては、当該拒否の状況について適切に記録する。

また、職員が保護者の住居を訪問しても、呼びかけにまったく応じないような事例については、保護者が長期間不在であることが明確である等の告知書を受領し得ない客観的状況にある場合を除き、出頭要求の告知書を封筒に入れた上、郵便受箱、郵便差入口等の適切な箇所に差し入れ、その状況を日付・時間入りの写真等で確実に記録する。この場合、当該封筒に出頭要求の告知書が含まれることが推察できるよう、事前に告知書の送達のため訪問する旨を電話により連絡し、若しくは告知書を郵便受箱等の適切な箇所に差し入れる旨の玄関先での呼びかけ等を行い、又は告知書が含まれる旨を当該封筒に記載する。こうした対応によっても保護者が出頭しない場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

③ 出頭要求の告知書

告知書においては、

- ・ 出頭を求められる者の住所、氏名及び生年月日
- ・ 出頭を求める日時及び場所
- ・ 同伴すべき児童の氏名、生年月日及び性別
- ・ 出頭を求める理由となった事実の内容
- ・ 保護者が出頭を求める日時での出頭が困難な場合における対応
- ・ 出頭要求に応じない場合、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなる旨及び当該立入調査を正当な理由なく拒否した場合には罰金に処せられることがある旨
- ・ その他必要な事項

について記載する（別添4-2参照）。

出頭を求める日時は、迅速な対応の確保及び各自治体ごとに定めた虐待通告に係る安全確認の所定時間との均衡も踏まえつつ、速やかに安全確認を行う観点から、個別の事案に応じて特定の日時を設定する。ただし、やむを得ない理由により保護者等による当該日時における出頭が困難と認められる場合には、速やかに安全確認を行うことを十分考慮しつつ、当該保護者からの申し出に応じて出頭を求める日時を調整することとして差し支えない。

また、出頭を求める場所は、当該児童の所在地を管轄する児童相談所が基本となると考えられるが、保護者の心身の状況等に鑑み、児童相談所以外の市役所その他の場所とすることも差し支えない。

出頭要求告知書の様式では、出頭要求から臨検・搜索等に至るプロセスの説明が弱いので、別紙で全体のプロセスについての説明書を作成しておくことが必要である。

出頭日の延期を求められた場合には、やむを得ない理由であるかどうかを判断し、無為な引き延ばしに応じることはあってはならない。また、日程の延期による転居の虞がないかなども慎重に吟味して、必要ならば立入調査の実施も躊躇してはならない。

④ 出頭要求に応じない場合の対応

保護者が出頭要求に応じない場合には、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、速やかに、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じる。

なお、② で述べたような出頭要求の告知書の受領を拒否する、訪問しても応答がない事例については、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

⑤ 記録のあり方

出頭要求に応じない場合、当該事実が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じる理由となること、また、同立入調査に応じない場合には、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索の実施対象となることもあり得、その場合、同項の許可状を裁判官に請求する際、併せて当該事案に係る経過を示す必要があることから、児童記録票その他の調査記録を適切に作成、保管しておくとともに、報告書（作成した職員の署名（記名）押印のあるものをいう。以下同じ。）を作成する。

(2) 立入調査

① 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立を行った場合だけではなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。

また、児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができること、正当な理由がないのにその執行を拒否した場合、同条第2項により適用される法第61条の5の50万円以下の罰金に処することとされているが、立入調査の実効性を高める観点から、立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保護者に対して告知する。その際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。

さらに、上記の告知をしたにもかかわらず、立入調査に応じない状況があれば、その場において、立入調査を拒否したものと認める旨を言い渡すこととする。

なお、拒否したかどうか不明確なままでは、同法第9条の2の再出頭要求や④ で述べる告発のいずれにも移行することが困難となることから、拒否した状況を明確にし、記録しておくことが必要であることに十分留意されたい。

② 立入調査の必要がある場合には、都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）の指示のもとに実施する。

③ 立入調査が拒否された場合において、当該拒否について正当な理由がないと認められるときは、告発の可否を検討するとともに、原則として、速やかに、児童虐待防止法第9条の2の再出頭要求の手続に移行する。

なお、特に、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認められる場合には、当該保護者について管轄警察署に告発することを検討する。

告発については、事前に管轄警察署等とよく協議した上で行うこととし、このためにも日常的に警察との連携に努めるべきである。

④ 告発とは、告訴権者以外の第三者から捜査機関に対してなされる犯罪事実の申告及びこれに基づく犯人の処罰を求める意思表示をいうが、適切にこれを行うとともにその経過を記録する等の観点から、正当な理由なく立入調査を拒否した具体的事実や被告発人の処罰を求める旨を記載した告発状を提出することにより、これを行う（別添4-3参照）。

その際には、併せて、告発に至る経緯や具体的事実を証する疎明資料として、児童記録票そ

の他の調査記録、住居の写真、児童の居住を証するための児童の住民票の写し、立入調査の実施状況に係るビデオ等による音声や画像の記録、出頭要求や立入調査の実施状況に関する報告書の写し等を添付して提出する。

なお、告発がなされた場合には警察において捜査が開始されることにかんがみ、告発の取消を要する事態とならないよう、告発する前の段階において、具体的事案に応じて、提出する予定の告発状や疎明資料を提示するなどして、立入調査を行う場所を管轄する警察署と協議をされたい。

- ⑤ 告発状が受理された後においては、通常、当該事件の捜査のため職員の事情聴取や資料の提出が求められることとなるので、積極的に協力する。

なお、捜査の結果に基づき、起訴又は不起訴の処分が行われたときは、検察官から告発をした者に処分結果が通知され、不起訴とした場合には、告発人の請求に基づき、その理由が開示されるので、留意されたい。

- ⑥ 立入調査、臨検又は捜索等に当たっては、必要に応じ、市町村に対し関係する職員の同行・協力を求める。また、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、必要に応じ、児童虐待防止法第10条により警察に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を最優先した臨機応変の対応に努める。

なお、警察への援助の依頼については、児童相談所運営指針第7章第14節「6. 虐待事例等における連携(3)立入調査、臨検又は捜索等における連携」を参照すること。

- ⑦ 立入調査が拒否された場合においては、管轄警察署への告発だけでなく、児童虐待防止法第9条の2の保護者への再出頭要求や同法第9条の3第1項の臨検又は捜索の実施対象となることもあり得ることから、児童記録票その他の調査記録を適切に作成、保管しておくとともに、(1)の⑤と同じく、立入調査の状況やこれに至る経緯について、報告書を作成する。

- ⑧ 立入調査に当たっては、その後の家庭裁判所における審判や④の告発の際の事実関係の確認に資するため、必要な範囲において写真やビデオあるいはスケッチ等を含め具体的、詳細な調査記録の作成を行うとともに、関係書類等の入手・保存に努める。

立入調査が、支障なく実施されるかどうかは、保護者が出頭要求から臨検・捜索等に至るプロセスについての理解度に影響されることが考えられるので、告知にあたってはこの点に留意すべきである。

立入調査にあたっては、あらかじめ家屋内の見取り図などを作成して、家庭内に立ち入り質問する者、一時保護する者、記録する者、緊急の連絡をする者等の役割分担を行うとともに、警察官が対応しなければならない場合の想定等の打合せを綿密に行うことが重要である。

(3) 保護者への再出頭要求

児童虐待防止法第9条の2の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）の出頭要求（同法第8条の2の出頭要求が行われていない場合を含め、以下「再出頭要求」という。）の趣旨、内容は同法第8条の2の出頭要求と同様であるが、再出頭要求は、正当な理由なく同立入調査を拒否したことが要件とされていることに留意されたい。

再出頭要求の方法等については、出頭要求と同様に行うこととし、(1)を参考に告知書の記載や手続、記録の作成を行うこととする（別添4-4参照）。

なお、裁判官の許可状を得た上で行う同法第9条の3の臨検又は搜索は、再出頭要求が行われ、保護者がこれに応じないことが要件とされていることから、同条の臨検又は搜索を行う必要があると思料される場合、当該再出頭要求が実施される必要がある。

立入調査が空振りに終わった場合には、その時に再出頭要求の告知が行えるよう書面の準備をしておく等、迅速に次の段階に進めることが重要である。

(4) 臨検、搜索等

① 対象となる事例

児童虐待防止法第9条の3第1項の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。以下この（4）において同じ。）の臨検又は搜索は、特にネグレクトのように児童を直接目視できず児童の状況自体把握できないような場合に活用されることで、児童の安全の確認又は安全の確保が行われることが想定されている。

この「臨検」又は「搜索」は、双方とも強制処分として行うものであり、「臨検」とは住居等に立ち入ることをいい、「搜索」とは住居その他の場所につき人の発見を目的として捜し出すことをいう。これらの臨検又は搜索は、物理的実力の行使を背景に、対象者の意思に反してでも直接的に児童の安全確認又は安全確保をしようとするものであり、同法第9条第1項の立入調査が、これを拒んだ者に対する罰則を定めることで、間接的に調査の実効性を担保しようとするのと異なるものである。

なお、臨検又は搜索は、同法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについて、例外的に行うことが想定されており、迅速な安全確認が要請されている状況にあるところ、まずは、当該立入調査を実効的に行うことにより、児童の安全確認又は安全確保が行われるよう努められたい。

② 臨検又は搜索の要件

ア 立入調査等の実施

臨検又は搜索は、児童虐待防止法第8条の2第1項の出頭要求を受けた保護者又は同法第9条第1項の立入調査を受けた保護者が、同法第9条の2の再出頭要求に応じないことが要件とされている。

イ 児童虐待が行われている疑いがあること

臨検又は搜索は、アの保護者による立入調査の拒否等の経過を経た上で、「児童虐待が行われている疑いがある」ときに行われる必要がある。

ウ 裁判所の裁判官による許可状の発付

臨検又は搜索は、ア、イの要件を満たした上で、管轄の裁判所の裁判官が発する許可状を得て初めて可能となるものであり、裁判官への許可状の請求が必要である。

③ 裁判官に対する許可状の請求等

ア 許可状の請求

臨検又は搜索に係る許可状は、臨検しようとする児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に対してこれを請求する。

請求先の窓口等については、各地の裁判所から連絡されることとなっている。

臨検又は搜索に係る許可状の円滑な請求が可能となるよう、当該請求の際に弁護士等の専門家や警察官OBによる助言等を得ることができるとする体制を整えておくことが適当である。

こうした体制強化については、児童相談所運営指針第6章第3節「児童虐待防止対策支援事業」に記載している。

- ・法的対応機能強化事業
- ・スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
- ・一時保護機能強化事業
- ・24時間・365日体制強化事業

などの積極的な活用を図られたい。

イ 請求書の様式等

裁判官への許可状の請求は書面により行う（別添4－5参照）。

なお、日没以降の夜間に臨検又は捜索を行う必要がある場合には、当該夜間執行について、併せて請求する必要があることに留意されたい。また、許可状の有効期間が超過し失効した場合であって、特にやむを得ない理由があるときは、裁判官に対し、許可状の再請求をすることができる。

許可状を請求する場合には、児童虐待防止法第9条の3第3項の規定により、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料等を添付することとされている。このため、以下を参考に、請求書に資料を添付して提出することとされたい。

なお、裁判官が、許可状を発し、又は許可状の請求を却下したときは、速やかに、許可状の請求書とともに添付資料も返還されることとなる。

（ア）児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料

当該資料としては、近隣住民や保育所等の関係機関からの聞き取り調書、市町村における対応記録の写し、児童相談所における記録（児童記録票その他の調査記録）などが考えられる。

なお、近隣住民等からの聞き取り調書については、供述者の署名押印があることが望ましいものの、供述者の署名押印のないものであっても、そのことだけの理由で資料から排斥されるものではない（この場合であっても聴取者の署名（記名）押印は必要である。）。

（イ）臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料

当該資料としては、当該児童の住民票の写し、臨検しようとする住居の写真（可能な場合、子ども用の玩具・遊具や洗濯物など当該住居での児童の生活を示す写真を含む。）などが考えられる。

（ウ）保護者が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査を拒むなどし、及び同法第9条の2の再出頭要求に応じなかったことを証する資料

当該資料としては、出頭要求や再出頭要求、立入調査の実施報告書の写しなどが考えられる。

（エ）その他

他に添付すべき資料としては、事案の概要を記した総括報告書、児童相談所長が都道府県知事等から権限委任を受けて許可状を請求する場合にはその根拠となる法令（地方自治法第153条第2項、各都道府県等で定める条例等）などが考えられる。

ウ 許可状の交付

許可状の請求を受けた裁判官は、臨検又は捜索に係る許可状発付の要件の有無を判断し、要件が具備されていると認められる場合には、都道府県知事等あてに許可状を交付することになる。

④ 処分を受ける者への許可状の提示

都道府県知事等は、当該許可状を臨検又は捜索を行う児童相談所の職員等に交付するとともに、当該児童相談所の職員等は、臨検又は捜索を行うに当たり、これらの処分を受ける者、すな

わち臨検又は搜索の対象となる住居又は居所に実際に居住している者に提示しなければならない。

不在等のため処分を受ける者に許可状を示すことができないときは、児童虐待防止法第9条の9第1項又は第2項の規定により臨検又は搜索に立ち会う者に示さなければならない。

なお、処分に着手した後、処分を受ける者が現れたときは、その者に改めて許可状を示すのが適当である。

また、許可状の提示は、相手方に記載内容を閲覧・認識しうる方法でなされるべきであるが、相手方が閲覧を拒絶するときは、そのまま執行に着手することができる。

⑤ 関係者への身分証明証の提示

児童相談所の職員等は、児童虐待防止法第9条の3第1項による臨検若しくは搜索又は同条第2項による調査若しくは質問（以下「臨検等」）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

⑥ 責任者等の立ち会い

児童相談所の職員等は、臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

この場合において、これらの者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

なお、上記の所有者若しくは管理者又は同居の親族で成年に達した者が立ち会う場合であっても、手続の公正を担保する観点からは、当該臨検又は搜索に市町村等の地方公共団体の職員を立ち合わせることが適切である。

⑦ 臨検又は搜索に当たって可能となる処分等

ア 錠その他必要な処分

児童相談所の職員等は、臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。この「その他必要な処分」の内容・方法は、児童の安全確認又は安全確保の目的のために必要最小限度において許容されるものであり、かつ、その手段・方法も社会通念上妥当なものである必要がある。

イ 臨検等をする間の出入りの禁止

児童相談所の職員等は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

ウ その他

写真撮影等は、必要な程度においてこれを行うことは、臨検、搜索等が適正に行われたことや児童の生活状況など虐待の状況を記録し、第三者に示すために極めて有効と考えられる。

⑧ 夜間の執行の制限

臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの夜間にはしてはならない。

このため、夜間に臨検又は搜索をしようとするときは、裁判官へ許可状を請求する際、その旨も併せて請求する必要がある。

なお、許可状に夜間でも臨検又は搜索をすることができる旨の記載がない場合であっても、日没前に臨検又は搜索に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

⑨ 警察への援助要請等

児童虐待防止法第9条第1項の立入調査と同様に、必要に応じ、児童や調査担当者に対する保護者等による加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、同法第10条の規定により、警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく適切な連携を行う。その際には、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変な対応をすべきである。

臨検又は搜索をするに当たって、錠をはずしその他必要な処分を行うことができることとされているが、これらの実力行使を伴う処分についても、警察官ではなく児童相談所の職員等が行うこととされていることから、十分な体制を整えるとともに、これらの行為についての保護者の抵抗もあり得ることから、児童や職員の安全に万全を期すためにも、警察との連携に一層配慮されたい。

また、臨検、搜索等を円滑に実施するためには、同法第9条第1項の立入調査と同様に、あらかじめ身分証明証を児童相談所の職員等に交付しておくことが望ましい。

⑩ 記録のあり方

許可状の請求をしたときは、請求の手続、許可状発付後の状況等を記録する。また、臨検又は搜索をしたときは、児童相談所の職員等は、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

⑪ 都道府県知事等への報告

児童相談所の職員等は、臨検、搜索等を終えたときは、その結果を都道府県知事等に報告しなければならない。

都道府県知事等は、都道府県等の児童福祉審議会に、臨検若しくは搜索又はこれに伴う調査、質問の実施状況を報告しなければならない。

⑫ 不服審査、行政事件訴訟

臨検等に係る処分については、行政手続法上の不利益処分の手続は適用されず、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の不服申立てをすることができないとされている。また、行政事件訴訟法第37条の4の規定による差止めの訴えも提起することができない。

臨検・搜索を念頭に置いて接触を開始した事例であっても、実際、出頭要求、立入調査の段階で安全確認が行えるであろう。しかし、極めて希に臨検・搜索に至るとすれば、次のような事例が想定されるので、事例に沿って着眼点を記載する。

〔事例〕

○ネグレクト

（端緒）

- ・保護者と女兒（小学生）の2人の世帯
- ・自宅（アパート）に引きこもっており、外部との接触がほとんどない。
- ・子どもは、小学校入学式にも出ず、その後も学校には通っていない。
- ・電話はあるが、かけてもつながらない。また、担任が家庭訪問するも応答がない。家の中に人の気配がある。
- ・長期間、子どもの所在が確認できないため学校から児童相談所に通告。
- ・保護者については、近所の人や、時々、夜中にコンビニで見かけるとの情報がある。

（経過）

1. 家庭訪問及び出頭要求の告知

- ・市役所に対して世帯、近隣の情報提供を依頼
- ・通告内容及び市役所からの情報、社会診断を総合的に判断し、現在小学2年生の子どもがおり、保護者には精神科への通院歴があること等が分かり、通告の翌日に児童相談所職員と市の担当者により家庭訪問するも応答がない。
- ・あらかじめ応答がない場合を想定して準備した出頭要求告知書をドアの郵便受けに投函する。その際に、口頭にて告知書を投函する旨を伝えるとともに、この場面を写真、ビデオで記録した。
- ・電気メーターは動いており、水道の使用についても確認できた。
- ・また、風雨にさらされ古くなった三輪車が軒下に放置されていたので写真で記録する。
- ・出頭要求は、2日後、住宅と同じ中学校区内にある公民館の会議室とし、利用者の少ない午後2時とした。（児童相談所へは、バス、電車を乗り継いで1時間程度のため近場の公共機関を指定した。）
- ・当日は、保護者は出頭要求には応じることなく、また、連絡もしてくることはなかった。

2. 立入調査

- ・既に、関係機関とも協議を行っており、翌日の16時に実施することとした。
- ・事前にアパートの所有者から室内の見取り図を入手して、職員個々の動線を確認し、ドアをノックする者、呼び掛け、立入調査を告げる者、室内に入り調査する者、保護者に質問をする者、子どもを保護する者、移送する者等の役割を分担、警察官の援助要請を行い、また、市の担当職員が立ち会い、総勢10人で臨んだ。
- ・ドアをノックする者及び連絡員は、それぞれ携帯電話で児童相談所と通話状態にして立入調査に着手する。
- ・16時にドアをノックし、ドア越しに呼び掛けても応答がない。ドアは施錠されており、入室することができない。
- ・状況を見つつ1時間ほど待機したが、調査には至らず。
- ・その後、2名の職員を残して他の職員は児童相談所等に引き上げ、残った職員は、夜まで動静を見守り、19時に部屋に電灯がともされたことを確認したので、ドアをノックするが応答がない。
- ・あらかじめ準備しておいた再出頭要求書をドアの郵便受けに投函して、その旨を宣言する。投函の際には、写真を撮影した。

3. 再出頭要求

- ・再出頭要求は、翌日、出頭要求に際して指定した場所と同じ所（住宅と同じ中学校区内にある公民館の会議室）とし、時間帯も同じ午後2時とした。
- ・当日は、保護者は再出頭要求には応じることはなかった。

4. 臨検・捜索

- ・再出頭要求にも応じないことから管轄の家庭裁判所の裁判官に臨検・捜索に係る許可状を請求。
- ・翌日、許可状の交付を受け、再出頭要求を行った日の翌々日の16時に着手。
- ・あらかじめ家主に立ち会いを依頼した際に、鍵を借用することとなった。
- ・臨検体制は、立入調査と同様の体制で臨む。
- ・ドアをノックするも応答がないため、家主に対して許可状を提示してドアを解錠するが、ドアにはドアチェーンがはめられていたため室内に立ち入ることができない。
- ・この段階で、保護者の反応があり、保護者がドアを引き戻すとともに、興奮してわめき散らす等の状態がしばらく続く。
- ・興奮が治まりかけたのを見計らい、ドアの隙間から許可状を提示し、あらかじめ携行したチェーンカッターによりドアチェーンを切断して室内に立ち入る。
- ・4人の職員が室内に立ち入り、2人が保護者の説得に当たるとともに、他の2人が子どもの捜索に当たり、別室のテレビの前に座していた子どもを保護する。
- ・室内は足の踏み場もないような、いわゆるゴミ屋敷になっており、異臭が漂っていた。

- ・子どもは、瘦せて、小柄、衣服は汚れ、風呂にも入っていない様子が見受けられた。
- ・保護者に対して子どもを一時保護することを伝え、子どもを連れ出す。
- ・児童福祉司は、児童相談所と一緒に先々のことを考えて行くことを伝えるが、納得せず、子どもを返せと食い下がる。
- ・押し問答が続くが、保護者に対する警察官の助言もあり、後日、児童相談所で面談することとし、全員が退去。
- ・経過記録を基に調書を作成し、実施した職員の署名・押印、及び立会人の署名・押印を行った。

9. 児童相談所や施設の職員に対して暴力的な保護者にはどう対応すべきか

(1) 組織的対応をどう図るか

[1] 複数の職員による対応

原則として複数の職員で対応すべきである。困難な保護者への対応は、児童福祉司や施設の職員が単独で行うことを避け、複数の職員がその攻撃や難題の圧力を分散して受け止めることが重要である。非常事態に対しても対処できる体制をとりつつ、必要に応じて協議を交えながら、要求に対する組織的受け答えを行うように努めるべきである。

やむをえず単独で対応する場合は、事務所に近い面接室を利用し、怒声が聞こえるなどの不穏な事態が生じたら、他の職員が様子をうかがったり、すかさず面接場面に立ち会うなどの応援体制を取れるよう、普段から心がけておかなければならない。相手の興奮を抑えるため、いったん面接を中断させた方がよいと判断される場合は、他の職員が電話等を理由に面接者を呼び出すなどの方法も実践的工夫のひとつである。

また面接室においては、職員が必ず入り口に近い席に座り、あらかじめ灰皿等の凶器になりそうな物を撤去しておくなどの状況に対する細かい配慮も必要である。

なお、感情的な保護者の挑発行為には決して乗らないように注意しなければならない。応じると、相手の駆け引きにはまってしまったり、抑制のきかない保護者の暴力をまともに受けてしまうことにもなりかねない。

家庭訪問においても、複数で対応することを鉄則とすべきである。必ずしも児童相談所や市町村、施設の職員同士でなくとも、保健師、児童委員等の関係者との同行も有効である。必ず携帯電話等を持参し、一定の時間に他の職員がコールしたり、非常時の通信手段として活用する。

[2] 保護者の性格や心情に配慮したチーム対応

暴力的な言動を繰り返す保護者は、自らの被虐待体験や困難な生育歴等、複雑な背景を持っており、社会的に未熟で円滑な対人関係を持ちにくい人が多い。劣等感や対人不信が強く、物事を力で支配しようとする傾向があるが、対応の基本はやはり、カウンセリングマインドによる相手の心情に対する配慮である。これらの保護者は固有のこだわりを持っていることも多いので、その内容を見極めながら、相手の意図を酌む姿勢も示しつつ、現実的な解決方法を提案すると、案外援助者の期待する同意が得られることも少なくない。また、子どもに対する期待と現実の養育の難しさの狭間で虐待的状况に陥っている保護者の苦しい心情に理解を示すことにより、態度が軟化する場合もある。このような保護者の特性と心情を的確に把握するためには、児童福祉司だけの対応に終始することなく、児童心理司や精神科医などによるチーム対応も積極的に取り入れて、より有効な対処を工夫すべきである。

[3] 関係機関との連携と法的対応

保護者の暴力的言動が限界を越え、機関内で対処することが困難と判断したら、速やかに警察に通報し、協力を求めることが望ましい。警察に協力を求めることによって、ソーシャルワーク関係が難しくなるとの考えもあるが、何をしても警察が介入することはないという印象を相手に与えることは、暴力的言動を継続させる素地を作りやすくするものである。

児童相談所や施設の職員に対して暴力的な保護者には、無理な要求が続けば、法的対応を検討することを率直に伝えた方がよい。問題の進捗や相手の特性によっては、弁護士との連携を図り、本章9(2)に示すような法的対応を行うことも視野に入れ、毅然とした対応を図ることが混乱を長引かせない最善の対処方法といえるであろう。

また、精神的に不安定な保護者に対しては、保健所との連携を密にし、精神保健福祉相談員などの協力を得ながら、医療サイドによる働きかけを行うことも重要である。

(2) 法的対応にはどのようなものがあるのか

一時保護や施設入所に対して不満な保護者が児童相談所や施設の職員に暴力的な態度をとることは、少なくない。

- [1] 最も強力な法的対応は、警察等への告訴又は告発である。児童相談所の立入調査や一時保護の執行の際に警察の援助を求めることができるが、その際に児童相談所の職員に暴行・脅迫が向けられれば、立入調査の時であれば立入調査拒否罪、その他の場合には公務執行妨害罪が現行犯として成立する。児童相談所や市町村の窓口におしかけて暴行・脅迫行為をすれば威力業務妨害罪が成立する。また、施設におしかけて暴行・脅迫行為をすればやはり威力業務妨害罪が成立する。それ以外の場合でも児童相談所や市町村、施設の職員に暴行・傷害・脅迫がなされれば、暴行罪・傷害罪・脅迫罪が成立する。

虐待への対応については、児童相談所や市町村として毅然とした対応が求められるが、その1つとして犯罪行為が疑われる場合については、客観的事実に基づき告訴又は告発することも必要となる。

告訴又は告発に際しては、写真や録音テープなどの証拠をそろえることが重要である。

また、一時保護所や施設から強引な引き取りを要求して、大声を出したり、制止に従わず侵入しようとするような場合は、防止法第12条に基づく児童相談所長（または、夜間休日等の場合は施設長を含む）による面会・通信の制限を行政処分として執行し、従わない場合、都道府県知事による接近禁止命令につながる旨告知することが効果的な場合がある。

- [2] 地方裁判所に民事仮処分命令の申立てをするのも有効である。暴行・脅迫行為の禁止だけでなく、一時保護所や施設の職員に対して面会を強要すること、電話をしつこくかけること等を禁止してもらい、違反があれば制裁金を支払わせることができる。児童相談所や市町村、施設の職員が申し立てることもできるし、業務の妨害を受けている児童相談所長や施設長が申し立てることもできる。いろいろな立場の人から、自分の行為が違法であると評価されることは、暴力を鎮めることにつながる場合もある。

- [3] 一時保護や施設入所そのものに対する不服申立てを促すことも有効であろう。自分の不満を別な立場の人に表明する場を保障することは、やはり暴力を鎮めることになるであろう。

- [4] 弁護士を代理人につけるよう促すことも同様に有効である。

不当な要求や攻撃的言動を繰り返す人の中には、一種の脅しとして「弁護士を立てる」という人がいるが、実際には弁護士が、代理人となった方が話が整理されやすい場合も多く、恫喝もなくなるので、代理人を付けるよう促した方がよい。

なお、一時保護や施設入所前の介入段階で暴力的な傾向が見られる時には、早い時期にこ

れら法的介入方法をとることも効果がある。その後の不服申立ても含めて、きちんとした枠組みと発言の場をつくる、という意味があるからである。

表4-1 子ども虐待評価チェックリスト（確認できる事実および疑われる事項）

評価 3:強くあてはまる 2:あてはまる 1:ややあてはまる 0:あてはまらない

子どもの様子（安全の確認）	評価
不自然に子どもが保護者に密着している	
子どもが保護者を怖がっている	
子どもの緊張が高い	
体重・身長が著しく年齢相応でない	
年齢不相応な性的な興味関心・言動がある	
年齢不相応な行儀の良さなど過度のしつけの影響が見られる	
子どもに無表情・凍りついた凝視が見られる	
子どもと保護者の視線がほとんど合わない	
子どもの言動が乱暴	
総合的な医学的診断による所見	
保護者の様子	評価
子どもが受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない	
調査に対して著しく拒否的である	
保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う	
保護者が子どもの養育に関して拒否的	
保護者が子どもの養育に関して無関心	
泣いてもあやさない	
絶え間なく子どもを叱る・罵る	
保護者が虐待を認めない	
保護者が環境を改善するつもりがない	
保護者がアルコール・薬物依存症である	
保護者が精神的な問題で診断・治療を受けている	
保護者が医療的な援助に拒否的	
保護者が医療的な援助に無関心	
保護者に働く意思がない	
生活環境	評価
家庭内が著しく乱れている	
家庭内が著しく不衛生である	
不自然な転居歴がある	
家族・子どもの所在が分からなくなる	
過去に虐待歴がある	
家庭内の著しい不和・対立がある	
経済状態が著しく不安定	
子どもの状況をモニタリングする社会資源の可能性	

(別添4-1)
(様式例)

発第〇〇〇号
年 月 日

〇 〇 警察署長 様

〇 〇 児童相談所長

児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定に基づき、下記の通り援助を依頼します。

記

被虐待児童	ふりがな氏名	
	生年月日	平成 年 月 日生 () 歳 男・女
	住所	
	就学状況	未就学 保・幼・小・中・高校 年 組
保護者	ふりがな氏名	
	職業	
	続柄・年齢	子どもとの続柄 () 年齢 (歳)
	住居状況	①独立家屋・集合住宅 ②鉄筋・木造
虐待の状況	・誰から ・いつから ・どんなふうに ・どのような	
処遇の方針、依頼する援助の内容など		
援助を依頼する理由		
その他		
担当者		

(別添4-2)

(様式例)

発第 号
平成 年 月 日

出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求め 日時及び場所	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求め 理由とな った事実 の内容		
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 2 上記の出頭を求め日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

(別添4-3)

(様式例)

平成 年 月 日

告 発 状

〇〇県〇〇警察署長 殿

1 告発人

住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇1-2-3

職氏名 〇〇〇県〇〇児童相談所長 〇〇 〇〇 印

2 被告発人

住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇4-5-6

氏 名 〇〇〇〇

3 告発の趣旨

被告発人の下記4の事実は、児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項により適用される児童福祉法第61条の5の立入調査拒否罪に該当すると思料されるので、被告発人を処罰されたく告発する。

4 告発の事実

5 罰条

児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項
児童福祉法第61条の5

6 告発に至る経緯

7 証拠資料

8 添付書類

(別添4-4)

(様式例)

第 号
平成 年 月 日

出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求め 日時及び場所	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
出頭を求め 理由とな った事実 の内容		
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第3項に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求め日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

(別添4-5)

(様式例)

臨 検 ・ 捜 索 許 可 状 請 求 書

平成 年 月 日

裁判所

裁判官 殿

〇〇〇〇知事

㊟

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、下記の臨検・捜索許可状の発付を請求する。

記

1 保護者の氏名及び生年月日

年 月 日生 (歳)

2 臨検・捜索すべき場所

3 捜索すべき児童の氏名及び生年月日

年 月 日生 (歳)

4 児童虐待が行われている疑いがあると認められる事由及び資料

5 臨検・捜索させようとする住所又は居所に児童が現在すると認められる事由及び資料

6 児童の保護者が同法第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実及びそれを証する資料

7 同法第9条の2第1項の規定による出頭の求めに応じなかった事実及びそれを証する資料

8 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

9 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

(注意) 1 「知事」名欄には、各自治体に応じて政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載すること。

2 児童の氏名、年齢が明らかでないときは、これらの者を特定するに足りる事項を記載すること。

3 事例に応じ、不要の文字を削ること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。